委員会提出議案第1号

特別委員会の設置について

大和市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

- 1 名 称 前副市長辞職等に関する調査特別委員会
- 2 付議事件 前副市長辞職等に関する事項
- 3 委員定数 10人
- 4 存続期間 当委員会の存続期間は、2に掲げる付議事件の調査が終了するまでとし、議会の閉会中もなお調査を行うことができる。

令和3年6月1日提出

提出者 大和市議会議会運営委員会 委員長 木村 賢一

大和市議会議長 殿

提案理由

前副市長辞職等に関する事項の調査を行う必要による。

委員会提出議案第2号

前副市長辞職等に関する調査特別委員会設置に際しての決議 このことについて、大和市議会会議規則第15条の規定により、次のとおり提出 する。

令和3年6月1日提出

提出者 大和市議会前副市長辞職等に関する調査特別委員会 委員長 井上 貢

大和市議会議長 殿

前副市長辞職等に関する調査特別委員会設置に際しての決議

本年4月、当時の副市長が一身上の都合により辞職した後、原因は市長によるパワーハラスメントだったとする報道が波紋を呼んでいる。この報道は、行政の中枢である副市長の職にあった者の証言によるものとされており、二元代表制の一翼を担う議会としては看過できない問題である。

市議会は、市民の意思を代表する機関であり、市民の行政に対する疑念を解消する責任があることから、公正な立場で真相を明らかにし、もって市民サービス向上のため安心できる職場環境を継続していかなければならないと考え、前副市長辞職等に関する調査特別委員会を設置した。

本市議会は、前副市長、市長、関係者に対して積極的な調査協力を求めるとともに、市議会として市民の負託に応えるべく調査を進めていくことを決意し、ここに決議する。